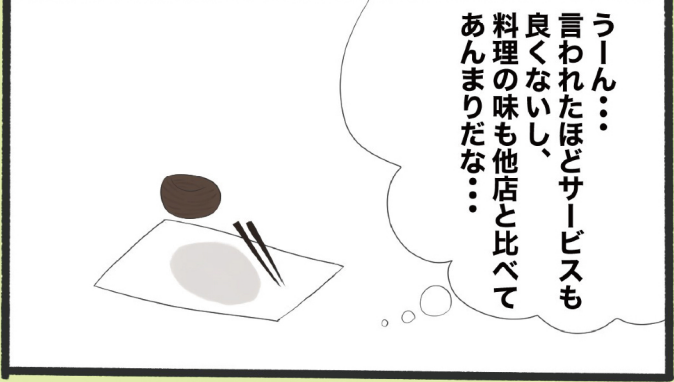


# キャッチは違反行為です



## 条例

- ・京都市では路上での客引き行為等が禁止されています。
- ・違反者に対しては指導員による複数回の指導の後、改善がみられなければ氏名や住所、違反店舗名が公表されます。
- ・客引き行為等とは、客引き行為、勧誘行為、客待ち行為、勧誘待ち行為のことを指します。

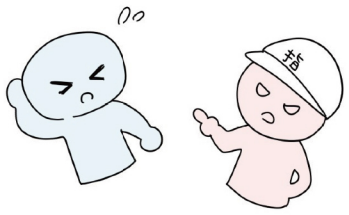


# キャッチは条例違反!

京都市では、皆様ができるよう、安心安全に通行できるよう、条例で客引き行為が禁止されています。



違反者に対しては、指導↓勧告↓命令の順に手続きが進行します。



命令に違反した場合は、違反者の氏名、住所、店舗名を公表し、五万円以下の過料が適用されます。

店舗名	違反者名
居酒屋〇〇	△△
××酒屋	××

発行 京都市文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課  
 令和5年3月発行 京都市印刷物第044887号  
 協力 佛敎大学漫画研究会(デザイン)、映画部(啓発動画)



いっぱい客引きしたら給料アップだし、今日もがんばるぞー!

次の日  
 うわ…、夜遅くまでバイトしてたせいで眠い…  
 講義に集中できない…

でも、高時給だから今更やめられない…  
 今日も頑張るぞー!

また寝坊した…  
 流石に単位が危ない大学どうしよう…

単位やばいなあ〜でもお金要るし…  
 コラッ! 君!

これで指導入るの何回目だ…?  
 まあ、回数なんかチェックしないだろうし、大丈夫か!

数日後  
 大学にて  
 え!?  
 おい! なんだよこれ!

単位を落としたり…氏名も公表された…就職どうなるんだろう…  
 こんなことやめとけばよかった…